

◆ 注 意 事 項 ◆

- 住民票の写し、課税証明書その他の証明書の請求には窓口に来た方の本人確認ができる書類の提示が必要です。
- 記入する際は、鉛筆、消せるボールペン等の文字が消えやすい筆記具は使用しないでください。
- プライバシーの侵害につながる不当な請求には応じられません。
- 偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、法律により罰せられます（住民基本台帳法第46条第1項第2号）。

【住民票の写しについて】

- 別世帯の方からの請求には委任状が必要です。
- マイナンバー及び住民票コードは法律で使用目的が限られているため、用途によっては提出先で使用できない場合があります。
- マイナンバー及び住民票コードが記載された住民票の写しは別世帯の代理人への交付ができません。本人の住民登録地宛に簡易書留・転送不可郵便で送付します。
- 第三者請求の際は、疎明資料（その方の証明書を必要とする発生原因、理由等が客観的に分かる資料）の添付が必要です。なお、審査の結果、請求をお断りすることがあります。

【印鑑登録証明書について】

- 請求には印鑑登録証（「印鑑登録証」、「証明用市民カード兼印鑑登録証」又は「ふちゅう市民カード」）の提示が必要です。
- 請求書に記載した登録者の住所、氏名又は生年月日に誤りがあると、証明書の交付はできません。

【課税証明書等について】

- 別世帯の方からの請求には委任状が必要です（車検用軽自動車税納税証明書を除く。）。
なお、府中市に住民登録がない場合は、現在同一世帯であっても、委任状又は同一世帯であることが確認できる住民票の写し（発行日より1か月以内）が必要です。
- 確定申告や年末調整の「社会保険料控除額」欄を記入するために必要な方は、納付いただいた国民健康保険税の合計額を記載した「納付済額確認書」を作成します（無料）。ご希望の方は、納税課（042-335-4448（直通））へお電話いただくか、本人確認書類をお持ちの上、納税課窓口までお越しください。なお、申告には、国民健康保険税納付額の証明を添付する義務はありません。